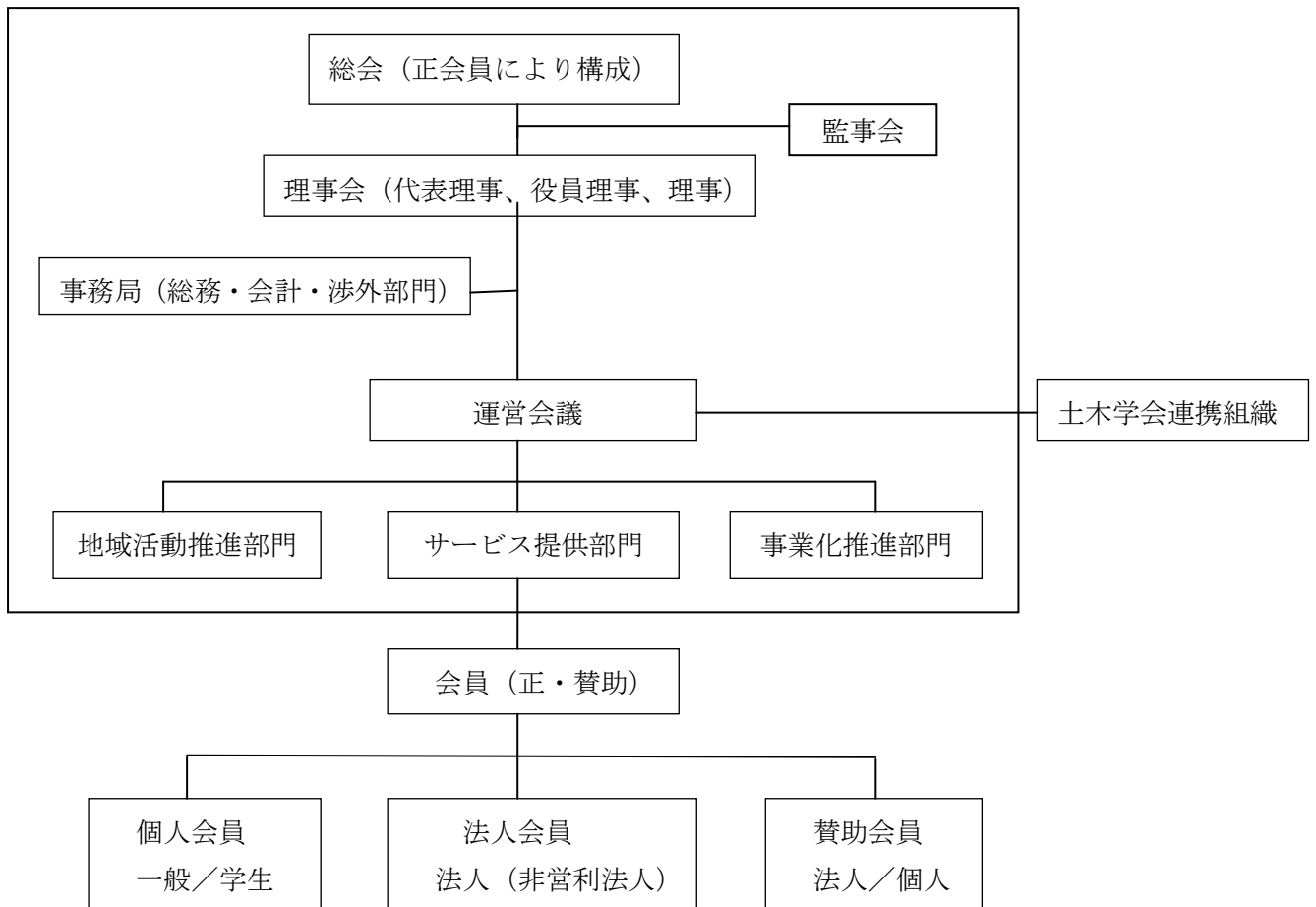


2) 活動体制

①組織概念図



② 当面の活動体制

- 1) 役員は代表理事、副代表理事および常務理事を若干名置く。
代表理事は全体を総括し、副代表理事は代表理事を補佐する。常務理事 (当面 3 名) はサービス提供部門、地域活動推進部門、事業化推進部門を担当・推進する。
- 2) 土木学会連携担当理事を置き、土木学会との連携を図りながら、組織の運営を行っていく。
- 3) 事務局は事務局長 1 名 (非常勤)、事務職員 (常勤) 1 名とする。
事務局長は理事から選任する。
- 4) 運営会議は、代表理事、副代表理事、常務理事 (3 部門長)、土木学会連携担当理事、事務局長で構成し、組織の運営に関する方針を決定する。必要により代表理事の要請で関係者に出席を求めることができる。
- 5) 必要に応じてアドバイザー委員を招聘し、助言をいただく。